

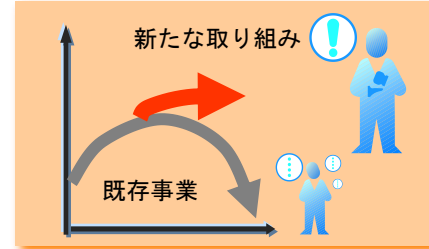
経営革新計画の策定に挑戦しましょう！

経営革新計画とは

国の法律（中小企業等経営強化法）に基づき、全国の経営者が経営革新に取り組んでいます。

現状から将来のあるべき姿に到達するために

- ① 自社の現状や問題を分析
- ② 経営課題の抽出
- ③ **既存事業の改善や強みを生かした新事業の展開** が必要です。



新たな取組を成功させるためには

自社のあるべき姿を具体的に示し、着実にその姿に到達するため経営革新計画の策定が重要！

- ①なにをするのか → **アイデアの整理**
- ②どのような行動を起こすのか → **行動計画**
- ③どのように業績を改善するのか → **数値目標**の設定

経営革新計画の策定

このように、経営計画（ビジネスプラン）を策定し、新たな取り組みを行うのが経営革新です。
宮崎県は、経営革新計画を承認し、中小企業者を支援しています！

対象となる中小企業

- **全業種**が対象です。
- 創業後1年以上もしくは一度決算を迎えていることが必要です。



承認を受けるためには

① 新事業活動に取り組むこと

- ・新商品の開発又は生産
- ・新役務の開発又は提供
- ・商品の新たな生産又は販売の方式の導入
- ・役務の新たな提供の方式の導入
- ・技術に関する研究開発及びその成果の利用
- ・その他の新たな事業活動

※申請のポイント

- ・既存事業との相違点が明確であるか
- ・新事業と類似の事業を行っている他社との差別化や競争優位性が明確であるか

② 経営の向上が見込まれること（(1)及び(2)を満たす必要があります。事業期間3年～5年）

- (1) 「付加価値額」又は「一人当たりの付加価値額」の伸び率（事業期間5年の場合：15%以上）
- (2) 「給与支給総額」の伸び率（事業期間5年の場合：7.5%以上）

計画の立案から承認までの流れ

1 まずは支援機関に相談を

専門家・経営指導員と相談しながら、御社の現状を分析し、新事業を検討しましょう。

主な支援機関

商工会議所、商工会、金融機関、産業振興機構、よろず支援拠点など

2 実地調査シートの記入

何をするか具体的にになったら、計画の概要をまとめましょう。

①何を、②誰に、③どうやって提供・販売するのか、をしっかりと書きましょう！

3 実地調査

県職員と支援機関の職員が御社を訪問し、事業の**新規性**及び**実現性**を確認します。

4 申請書の作成

実地調査で新規性及び実現性が認められたら申請書を作成します。

5 審査

県経営金融支援室で申請内容の審査を行います。

6 県知事による承認

経営革新計画が県から承認されます！**承認企業に対しては、承認証書をお送りします。**

※実地調査シートの提出から承認までの期間の目安は、1か月程度です

計画期間が終了するまでが経営革新です

県の承認は、あくまで経営革新のスタートであり、**目標達成がゴール**です。
県では、承認後の事業の進捗状況を確認するために、以下の調査を行います。

- ① 承認後 **1年以上2年未満**に、計画の進捗状況の調査を行います。
- ② **計画期間終了後**、達成状況の調査を行います。

支援機関への相談・専門家派遣を利用し、計画達成を目指しましょう！

支援策があります

- ① 県のプレスリリースによるPR
 - ② 金融支援（別途、審査があります。）
 - ・ 経営革新計画応援補助金（1件あたり上限80万円）
 - ・ 県中小企業融資制度（融資利率等の優遇）
 - ・ 政府系金融機関からの低利融資
 - ・ 信用保証協会の保証枠の拡大
 - ・ 建設産業経営力強化支援事業補助金（*建設業のみ）
 - ③ 特許料減免（要件を満たせば利用できます。）
- ※ その他利用可能な施策がありますので、詳細は別途お問い合わせください。



経営革新に関する詳しい情報・申請書のダウンロードは「宮崎県 経営革新」で検索を

問い合わせ先

宮崎県商工観光労働部

商工政策課 経営金融支援室 経営金融支援担当 0985-26-7097